

研究結果報告書

近代日本法学者の中国視察

所属：浙江工商大学 日本言語文化学院

役職：准教授

氏名：孔穎

本研究は、これまで看過された日本法学者の中国視察をめぐって、中日の文献を博搜して解明するものである。日本法学者の目に映った近代中国の西洋法制の受容は中国近代法史研究の格好の素材と言えるが、先行研究が皆無の状態である。そこで、人物辞典や明治新聞雑誌文庫や中国留学生の日記等に基づき、中国視察を行った日本法学者に関する基礎情報の収集から研究を始めた。

そのうち、法政大学清国留学生法政速成科の創立者として知られる梅謙次郎は清末中国の西欧近代法の受容に大きく寄与した重要な人物と言える。1906年8月、梅謙次郎は法政大学の総理として、清国を漫遊し、大連から広州まで足を伸ばし、中国南北を縦断し、清国の大官名士に会見して、法制上の注意を与えて、大きな影響を及ぼした。

同年9月1日、清政府が将来立憲制を実施するという「予備立憲」の上諭を發布する。梅謙次郎はその前日（8月31日）到北京に到着し、肅親王・直隸総督袁世凱・湖広総督張之洞・広東総督岑春煊などの親王高官と面会し、法典の編纂と領事裁判権の撤廃をめぐって会談した。西洋に遜色しないほどの完備な法典と、行政権に左右されない独立不羈の司法官さえ備えれば、条約改正が実現できると忠告した。そして、法政速成科の学期延長、進士館の学生受け入れ、岡田朝太郎をはじめとする三博士の推薦などについても、協議した。

本人は清国漫遊と自称するが、実は清国から法典編纂のオファーを受けたから、訪問したのである。清国訪問中、立憲の上諭がただ北京のみで大騒ぎをやっているように、中央政府の政令が地方に甚だ行われがたいことを観察し、また、法典編纂を直接担当する修訂法律館の方針と考えが乖離すると実感し、自説を実行しえる環境が備わっていないと判断し、結局、清政府の招請に応じなかったのである。

研究成果の公表について

口頭発表 （題名・発表者名・会議名・日時・場所等）

論文 （題名・発表者名・論文掲載誌・掲載時期等）

孔穎：論日本法学家梅謙次郎1906年の訪華及其影響、日本学習與研究、2015年5号、P86-92。

書籍 （題名・著者名・出版社・発行時期等）